

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	小特集「欧州各国における憲法の諸相」〈緒言〉
他言語論題 Title in other language	Foreword: Special Issue on Constitutions of European Countries
著者 / 所属 Author(s)	山田 邦夫 (Yamada, Kunio) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 政治議会調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	794
刊行日 Issue Date	2017-03-20
ページ Pages	65
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	欧州各国における憲法の改正やその在り方、解釈・運用について、ドイツ、英国、イタリア、ベルギーの事例を報告する小特集である。

\*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

## 小特集「欧州各国における憲法の諸相」＜緒言＞

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 政治議会調査室主任 山田 邦夫

日本国憲法が1947（昭和22）年5月3日に施行されてから、70年が経とうとしている。

2000（平成12）年以降の国会における憲法をめぐる動きとして、同年に衆参各議院に憲法調査会が設置され、5年余りの憲法調査を経て衆参各議長に報告書が提出された。2007（平成19）年には「日本国憲法の改正手続に関する法律」が成立し、同年、憲法等の調査に加え、憲法改正原案等を審査する憲法審査会が衆参各議院に設置されて現在に至っている。

憲法をめぐるのは、その改正又は改正手続に関する議論のみならず、集团的自衛権の行使に係る憲法解釈や議員定数不均衡に係る憲法訴訟を始めとして、多くの政治課題が、憲法の解釈・運用に関する問題を含むものとして議論されてきた。

海外においても、憲法の改正やその在り方、解釈・運用をめぐる様々な動きが見られ、また活発な議論が行われている。諸外国における憲法の動向や憲法論議の中には、我が国の憲法論議にとって参考になると思われるものも多い。本誌では、こうした趣旨から、「欧州各国における憲法の諸相」と題し、次の3編の報告からなる小特集を組んだ。

第1の赤坂幸一（九州大学法学研究院准教授）「ドイツにおける連邦政府内部の憲法適合性審査—ベルリン調査報告—」は、ドイツの連邦内務省と連邦法務省について、現地調査を踏まえ分析したものである。両省は、合憲性の審査及び基本法（ドイツ憲法）の解釈適用問題に係る所見の作成を行い、立法過程や憲法訴訟において政府を代表する。この報告は、我が国においても関心が高い政府部内における憲法解釈について取り上げたものであり、本誌『レファレンス』2016年4月号に、外部有識者の協力を得て掲載した「フランスにおける憲法解釈機関としてのコンセイユ・デタ行政部」に続くものである。

第2の田中嘉彦「英国憲法における国王と行政権」は、立憲君主制と議院内閣制を採用し、我が国の統治機構の参照モデルとなってきた英国憲法における憲法原理、国王、王位継承制度、行政権について、憲法学説を踏まえて検討したものである。英国が立憲主義の母国とも称され、議会制度の長い伝統を有する一方で、法典としての憲法を持たず、憲法が柔軟に改変され得ることの意味が読み解かれる。王位継承の男女平等化、首相の議会解散権の廃止、EU離脱手続をめぐる国王大権と議会主権の葛藤など、近年の動きも関心を引くところであろう。

第3の山岡規雄「憲法改正手続の特例による憲法改正の是非—イタリアとベルギーの事例—」では、通常の憲法改正手続に特例を設けて憲法改正が行われ、又はその試みがなされたイタリアとベルギーの事例を取り上げる。イタリアではこの試みが挫折したが、ベルギーでは、総選挙後500日を超えても内閣が成立しないという異例の事態を打開するために必要な措置として、特例手続による憲法改正が実施された。両事例とも、このような手法を支持し又は批判する学説等を紹介しており、憲法改正手続と憲法の在り方との関係を考察する上で示唆に富んだものとなっている。

このように、いずれの報告も、憲法上の論点となり得るものを取り上げている。この小特集が、我が国における憲法の在り方を考える際の一助になれば誠に幸甚である。